

近江八幡市広告事業掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、近江八幡市広告事業実施要綱(平成22年近江八幡市告示第55号。以下「要綱」という。)第4条に規定する基準に関し、必要な事項についてとして定める。

(基本的な考え方)

第2条 近江八幡市の広告媒体に掲載又は掲出する広告は、社会的に信用度の高い情報であることを原則とし、広告の内容及び表現は、それにふさわしい品位と信頼性を保てるものでなければならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に定めるものとする。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者については、広告の掲載はできないものとする。

- (1) 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はおそれのあるもの
- (2) 選挙、政党・政治団体等、政治活動に関連するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条で風俗営業と規定される業種又はこれに類する業種
- (4) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業又はこれに類する業種
- (5) たばこ販売業
- (6) 公営を除くギャンブルにかかるもの
- (7) 規制対象となっていない業種にあつて、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (8) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (9) 占い、運勢判断に関するもの
- (10) 興信所、探偵事務所等
- (11) 結婚相談所、交際紹介業
- (12) 債権取立て、示談引受け等を行うもの
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (14) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (15) 各種法令に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
- (16) その他市長が広告を掲載等する業種又は事業者として適当でないとするもの

2 既に広告掲載等を行っているものであっても、前項各号に規定する業種又は事業者に該当するに至った場合も同様とする。

(掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告掲載等を行わない。

(1) 市の広告掲載等としてふさわしくないもので、次のいずれかに該当するもの

ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれのあるもの

イ 他の者をひぼう、中傷若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

エ 国内世論が大きく分かれているもの

オ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

カ その他市の広告事業の円滑な運営実施に支障をきたすもの

(2) 消費者保護、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもので、次のいずれかに該当するもの

ア 実際のものよりも著しく優良又は有利であると誤認させる誇大な表現（誇大広告）

イ 射幸心を著しくあおる表現

ウ 虚偽の内容を表示するもの

エ 法律等で認められてない業種、商法及び商品

オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

カ 責任の所在が明確でないもの

キ 広告の内容が明確でないもの

ク 国、地方公共団体、その他公共機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

ケ 消費者保護の観点からクーリングオフなどの制度を明確に記入していないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもので、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 性的感情を著しく刺激するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの

エ 粗暴性若しくは残虐性を助長するもの又はそのおそれのあるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの

(WEBページに関する基準)

第6条 WEBページの広告に関しては、当該WEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

第7条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、都市の美観風致を損なうおそれがあるものは、広告掲載等を行わない。

- (1) 会社名又は商品名をむやみに繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
- (3) 美観を損ねるような、著しく派手なもの
- (4) 意味なく身体の一部を強調するようなもの
- (5) 著しくデザイン性の劣るもの
- (6) 意味が不明なもの等公衆に不快感を起こさせるもの
- (7) 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第8条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

- (1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれのあるもの
 - ア 過度に派手な模様又は色彩を使用するもの
 - イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
 - ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類似するものを使用するもの
- (2) 自動車運転者等の注意力を散漫にするおそれのあるもの
 - ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
 - イ 水着姿、裸体等を表示し、著しく注意を引くもの
 - ウ デザインがわかりづらい等判断を迷わせるもの
 - エ 絵柄や文字が過密であるもの

付 則

この基準は、平成22年3月21日から施行する。